

大蔵村の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (25年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考) 24年度の人件費率
25年度	人 3,632	千円 4,189,978	千円 69,520	千円 748,361	% 17.9	% 19.9

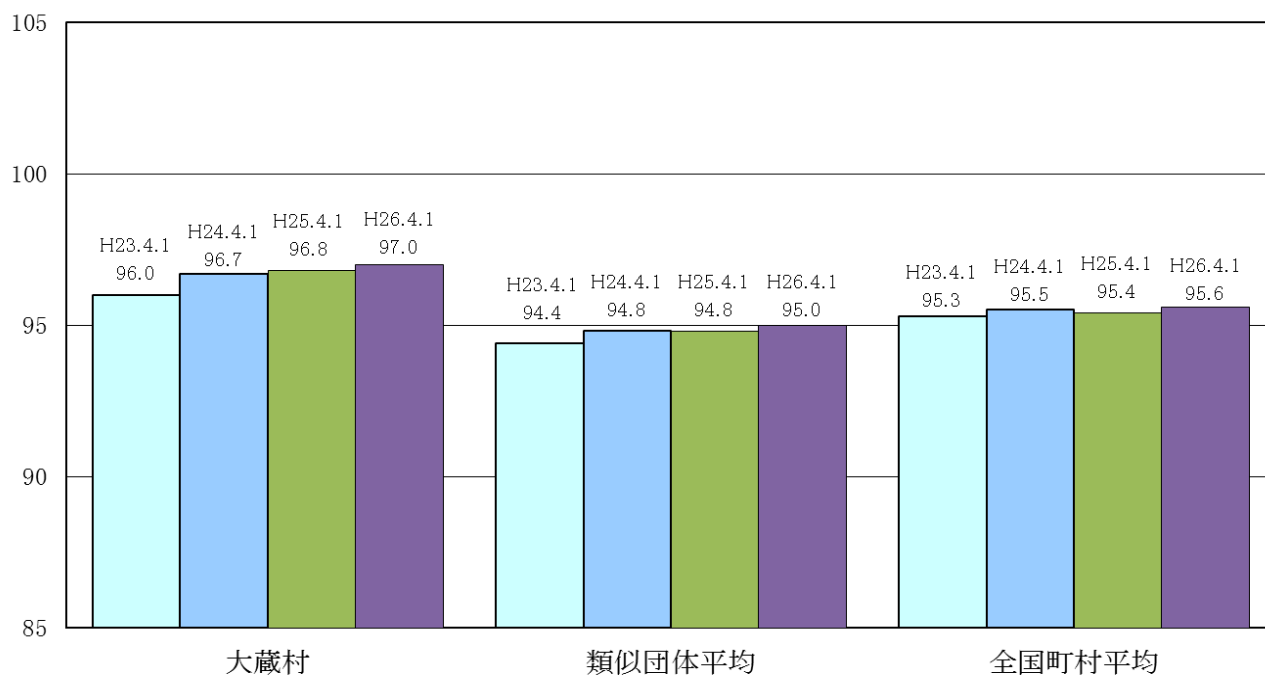
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費			
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B
25年度	人 77	千円 305,342	千円 75,332	千円 109,825	千円 490,499

(参考)一人当た り給与費 B / A	(参考)類似団 体平均一人当 たり給与費
千円 6,209	千円 5,382

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、平成25年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平

均したものである。

3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

※ 26年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

職員構成の変動により3年間で1ポイント上昇したが、今後とも給与の適正化に努める。

(4) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
26年度	円	円	円 (%)	%	%	%

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給（期末・勤勉手当）

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
26年度	月	月	月	月	月	月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施] 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）平成27年4月1日

（内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容及び県の見直し内容を踏まえ、平均0.4%引上げ。激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）医療職給料表（一）適用者国基準16%に対し、大蔵村においても16%を支給。

（実施時期）平成27年4月1日より実施。

（参考）

	平成26年度の支給割合	見直し後の支給割合（H30.4.1）	平成27年度の支給割合
国基準による支給割合	15%	16%	15%
大蔵村の支給割合	10%	16%	16%

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日実施）

(6)特記事項

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（26年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
大蔵村	42.5歳	322,600円	364,136円	346,969円
山形県	44.3歳	347,000円	432,900円	373,600円
国	43.5歳	335,000円	—	408,472円
類似団体	41.6歳	303,591円	344,539円	332,748円

② 技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢 歳	職員数 人	平均給料月額 円	平均給与月額(A) (国比較ベース)円	平均給与月額 (国比較ベース)円	対応する民間 の類似職種	平均年齢 歳	平均給与月額(B) 円	
大蔵村	48.7	14	318,200	328,649	322,804	—	—	—	—
うち学校給食員	48.9	4	318,400	324,225	322,358	調理士	41.8	209,900	1.54
うち用務員	49.2	4	314,400	325,925	321,542	用務員	54.3	199,300	1.64
山形県	46.4	535	333,000	371,600	352,700	—	—	—	—
国	50.1	3,119	287,992	—	326,611	—	—	—	—
類似団体	49.1	2	288,775	310,581	304,220	—	—	—	—

区分	参考 年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)円	民間 (D)円	C/D
大蔵村	—	—	—
うち学校給食員	5,218,800	2,821,400	1.85
うち用務員	5,143,500	2,747,000	1.87

- * 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。(平成22年～24年の3ヶ年平均)
- * 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。
- * 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

(注) 1 「平均給料月額」とは、26年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(＝時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(26年4月1日現在)

区分	大蔵村	山形県	国
一般行政職	大学卒	161,600円	172,200円
	高校卒	140,100円	140,100円
技能労務職	高校卒	133,100円	135,600円
	中学卒	121,600円	125,400円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(26年4月1日現在)

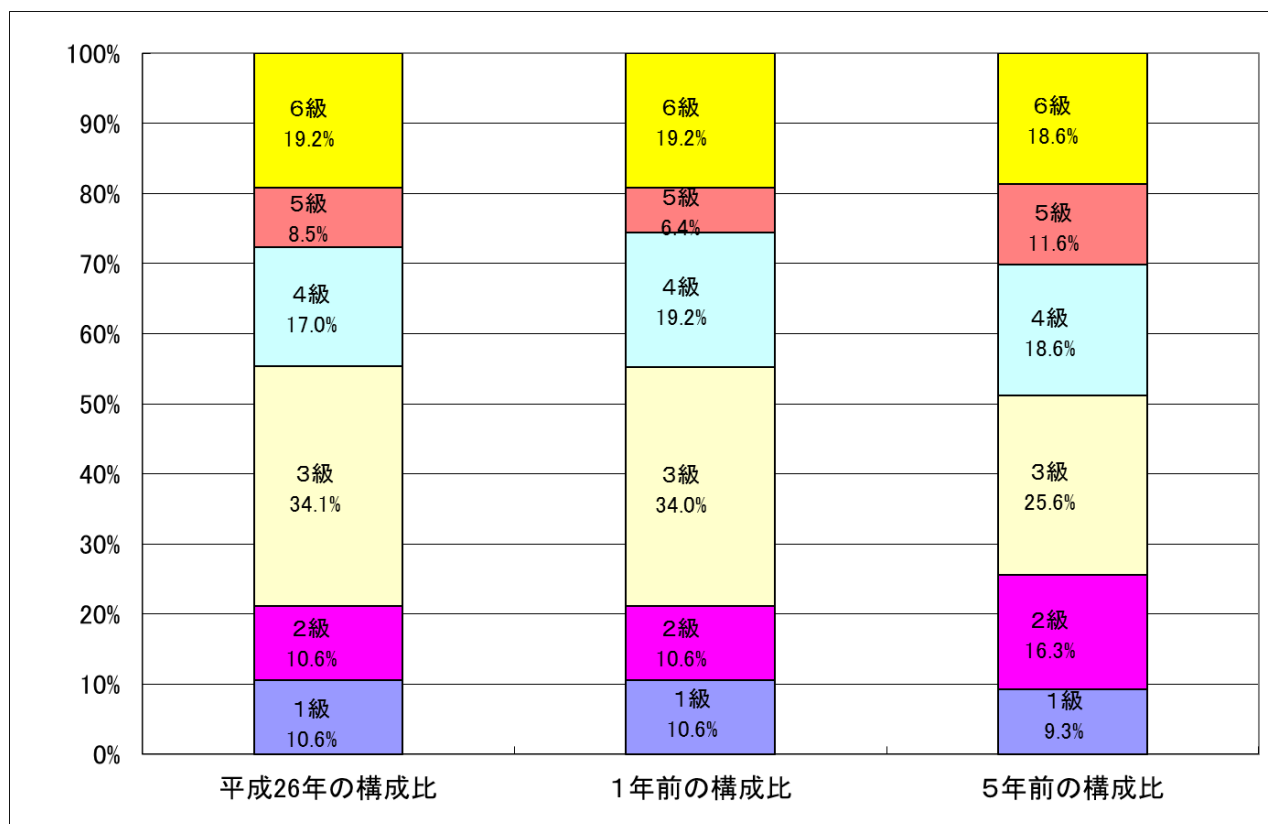
区分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	—円	—円	375,000円
	高校卒	—円	304,133円	—円
技能労務職	高校卒	—円	279,700円	—円
	中学卒	—円	—円	—円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（26年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事補・主事	5人	10.6%	135,600円	243,700円
2級	主任	5人	10.6%	185,800円	309,200円
3級	係長	16人	34.1%	222,900円	356,400円
4級	主査	8人	17.0%	261,900円	390,100円
5級	課長補佐	4人	8.5%	289,200円	402,500円
6級	課長等	9人	19.2%	320,600円	424,600円

- (注) 1 大蔵村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



- (注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

毎年1月1日現在において、所属長が各職員の前1年間の勤務成績を判断し、昇給の号給を決定

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

大 蔵 村	山 形 県	国
1人当たり平均支給額（25年度） 1,423 千円	1人当たり平均支給額（25年度） 1,526 千円	—
(25年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45)月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.55月分 勤勉手当 1.20月分 (1.40)月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ● 役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ● 役職加算 5～20% ● 管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ● 役職加算 5～20% ● 管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

一律支給

(2) 退職手当（26年4月1日現在）

○	○	市	国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	21.62月分	27.025月分	勤続20年	21.62月分	27.025月分
勤続25年	30.82月分	36.57月分	勤続25年	30.82月分	36.57月分
勤続35年	43.70月分	52.44月分	勤続35年	43.70月分	52.44月分
最高限度額	52.44月分	52.44月分	最高限度額	52.44月分	52.44月分
その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置2～20%加算)			その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置2～45%加算)		
1人当たり平均支給額		20,552 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、25年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（26年4月1日現在）

支給実績（25年度決算）		1,385 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）		692 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
医師、歯科医師に支給	10 %	2 人	15 %

(4) 特殊勤務手当（26年4月1日現在）

支給実績（25年度決算）		17,758 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）		5,919,189 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（25年度）		2.2 %		
手当の種類（手当数）		2		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (25年度決算)	左記職員に対する支給 単価
研修手当	医師、歯科医師	先進技術を取得し、医療活動の活性化を図るための研修に従事したとき	7,200 千円	月額200,000円
医師手当	医師、歯科医師	医師、歯科医師が医療に従事したとき	10,558 千円	月額400,000円以内

(5) 時間外勤務手当

支給実績（25年度決算）	19,990 千円
職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）	274 千円
支給実績（24年度決算）	24,577 千円
職員1人当たり平均支給年額（24年度決算）	378 千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（25年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（26年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (25年度決算)
扶養手当	扶養親族を有する職員の生計費の補てんを目的とする手当 ・配偶者13,000円、配偶者以外6,500円、（扶養親族でない配偶者がいる場合は1人目11,000円） ・扶養親族たる子のうち満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子につき5,000円加算（月額）	同		8,775 千円	236,400 円

住居手当	借家又は借間に居住し、一定額を超える家賃を支払っている職員に対して支給される手当 ・借家：家賃に応じた額（27,000円限度） ・単身赴任手当受給職員で配偶者が借家に居住する場合、上記の額の2分の1（月額）	同		1,833 千円	302,400 円
通勤手当	通勤のため交通機関等を利用し、又は自動車等を利用する職員に対して通勤費の一部を補てんするために支給される手当 ・交通機関利用者：運賃等相当額（月額・最高53,000円） ・交通用具使用者：通勤距離区分に応じた定額（月額・最高53,000円）	異	【国の制度】 交通用具使用者の手当額（月額・最高24,500円）	5,102 千円	103,200 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対して、その職務の特殊性に基づき、支給される手当 ・給料月額に、職に応じた割合（課長、所長等8%）を乗じて得た額（月額）	同		4,942 千円	435,600 円
初任給調整手当	専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員補充が困難と認められる職（医師）に対し、支給される手当（月額・最高306,900円）	同		6,586 千円	3,274,800 円
単身赴任手当	公署を異にする異動等により転居し、配偶者と別居し単身で生活することを常況とする職員に対して支給される手当	同		0 千円	0円

	・基礎額（23,000円）＋距離区分に応じた加算額（最高45,000円）（月額）				
休日勤務手当	祝日法による休日等に勤務した職員に対して支給 ・1時間当たりの単価×100分の135×勤務時間数	同		0千円	0円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜に勤務した職員に対して支給される手当 ・1時間当たりの単価×100分の25×勤務時間数	同		0千円	0円
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務をした職員に対して支給される手当 ・支給区分に応じた定額（1回当たり最高・医師等20,000円）	同		0千円	0円
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の必要等により勤務を要しない日又は休日に勤務した場合に支給される手当 ・管理職手当の支給割合に応じた定額（1回当たり最高・12,000円）	同		0千円	0円
寒冷地手当	寒冷地に在勤する職員の生計費が寒冷積雪のため暖房用燃料費等、著しく増嵩するために、設けられた手当 ・支給対象地域に在勤する職員の世帯区分に応じた定額（月額・最高17,800円）	同		5,751千円	66,600円

災害派遣手当	災害対応策又は災害復旧のため、災害対策基本法等により国の行政機関あるいは他の地方公共団体から派遣された職員に対して支給 ・滞在日数等に応じた定額（日額・最高6,620円）	同		0千円	0円
--------	--	---	--	-----	----

5 特別職の報酬等の状況（26年4月1日現在）

区 分		給 料		月 額 等	
給 料	市 区 町 村 長	656,000 円	(820,000 円)	(参考) 類似団体における最高／最低額	
	副 市 町 村 長	527,000 円		820,000 円 / 458,500 円	
報 酬	議 長	310,000 円	(310,000 円)	647,000 円 / 421,500 円	
	副 議 長	250,000 円		310,000 円 / 171,100 円	
	議 員	230,000 円		251,000 円 / 119,000 円	
期 末 手 当	市 区 町 村 長 副 市 町 村 長	(25年度支給割合) 2.9 月分			
	議 長 副 議 長 議 員	(25年度支給割合) 2.9 月分			
退 職 手 当	市 区 町 村 長 副 市 町 村 長	(算定方式) (1期の手当額)		(支給時期)	
	備 考	820,000円×在職月数×0.567 (任期毎2,232万円) 620,000円×在職月数×0.331 (任期毎985万円)		任期满了時 任期满了時	

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

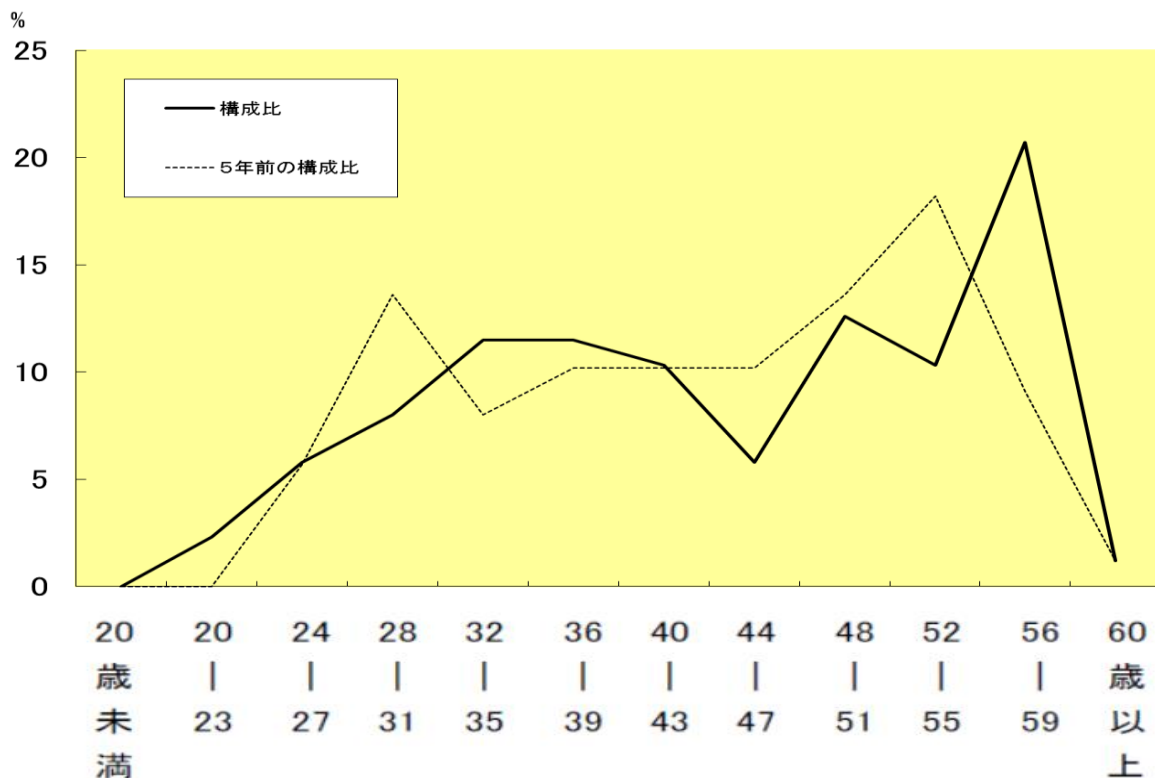
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門		区 分	職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			平成25年	平成26年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	1	1	+ 3 ▲ 1	保 育 士 の 補 充 に よ る 薬 剤 師 退 職 不 補 充 に よ る
		総 務 企 画	14	14		
		税 務	5	5		
		民 生	14	17		
		衛 生	15	14		
農 林		7	7			
商 工	3	3				
土 木	5	5				
	計	64	66		< 参 考 > 人 口 1 万 人 当 た り 職 員 数 183.33 人 (類 似 団 体 の 人 口 1 万 人 当 た り の 職 員 数 172.33 人)	
	教 育 部 門	15	14	▲ 1	小 学 校 用 務 員 の 欠 員 不 補 充	
	消 防 部 門					
	小 計	79	80	+ 1	< 参 考 > 人 口 1 万 人 当 た り 職 員 数 222.22 人 (類 似 団 体 の 人 口 1 万 人 当 た り の 職 員 数 207.11 人)	
公 営 会 社 等 部 門	水 道	2	2			
	下 水 道	1	1			
	其 他 (国 保 、 後 期 高 齢 、 介 護 事 業)	4	4			
	小 計	7	7			
合 計			86	87	+ 1	< 参 考 > 人 口 1 万 人 当 た り 職 員 数 241.67 人
			[93]	[90]	[▲ 3]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (26年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	0 人	2 人	5 人	7 人	10 人	10 人	9 人	5 人	11 人	9 人	18 人	1 人	87 人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年 度	21年	22年	23年	24年	25年	26年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	65	65	65	65	64	66	+1(1.5%)
教育	16	15	16	16	15	14	▲2(▲12.5%)
消防							(%)
普通会計	81	80	81	81	79	80	▲1(▲1.2%)
公営企業等会計	7	7	7	7	7	7	0(0%)
総合計	88	87	88	88	86	87	▲1(▲1.1%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。